

- b 割合については、小数第2位四捨五入、小数第1位止めとする。下請施工の割合（下請率）については、一次下請企業までを対象とすること。
- c 下請施工の割合（下請率）については、「労務費」「材料費」「機械経費」「賃料」等のそれぞれ一部を含むか否かにかかわらず、下請企業との間で契約等を締結する見込額の概算見積額に対する割合とする（府内企業と府外企業の占める割合〔内訳〕においても同様）。
- d 下請施工の割合（下請率）は、府内企業の占める割合（府内下請率）と府外企業の占める割合に分けること。なお、府内企業とは、主たる営業所（本店）が京都府内にある企業とし、府外企業はそれ以外のものとする。
- e 共同企業体の中の府内企業出資割合は、資格確認資料と整合を図ること。
- f 記載内容に基づき、価格以外の評価項目として加算点評価を行うが、自社施工と下請施工を合わせた「府内企業の施工率」の最終の施工体制に基づく実績が、入札参加申請時の状況と比較して一定の範囲を超えて低減した場合は、当該工事の成績評定点を減点、違約金を徴収する。
- g 工事実績として、契約後に別途指定する様式により府内企業の下請等に係る実績報告の提出について協力すること。

イ 技術力

(ア) 施工管理・品質確保（別記様式11）

トンネル延長がシールド工として長距離施工となるため、施工精度の確保に高度な技術力が求められること、また、発進坑口や北幹線到達部など接合部及び一次覆工における漏水対策が課題となることから、「シールドトンネルの施工精度の確保及び漏水対策など品質確保に関する配慮」について技術提案を5項目求める。

1項目当たり 1.0点（最高点）～0点（標準点）を与える。

- ◆ 「施工条件を踏まえた技術提案になっており、優位な工夫がみられる。」
とした場合は 1.0点
- ◆ 「施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫がみられる。」
とした場合は 0.5点
- ◆ 「評価すべき技術提案がない。」
とした場合は 0.0点
- ◆ 「他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある。」
とした場合は 失格

技術提案5項目総てに「優位な工夫がみられる」場合は満点の5.0点、その他の場合は0.5点刻みの4.5～0.5点、提案総てに「評価すべき提案がない」場合は0点となる。

(イ) 安全管理（別記様式12）

地質調査ボーリングにおいて確認された地中の高濃度メタンガスに対する観測、換気、防爆等の対策、また、高所あるいは坑内作業に係る事故防止について確実な安全対策が必要となることから、「可燃性ガスへの対応など工事現場の安全管理に関する配慮」について技術提案を3項目求める。

1項目当たり、1.0点（最高点）～0点（標準点）を与える。

- ◆ 「施工条件を踏まえた技術提案になっており、優位な工夫がみられる。」
とした場合は 1.0点
- ◆ 「施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫がみられる。」
とした場合は 0.5点
- ◆ 「評価すべき技術提案がない。」
とした場合は 0.0点
- ◆ 「他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある。」
とした場合は 失格

技術提案3項目総てに「優位な工夫がみられる」場合は満点の3.0点、その他の場合は0.5点刻みの2.5～0.5点、提案総てに「評価すべき提案がない」場合は0点となる。

(ウ) 周辺環境(別記様式13)

シールドトンネル工事は24時間施工となるため、主に発進立坑周辺における夜間の騒音対策が必要とされること、また、シールドトンネル工事に伴い地盤沈下等が生じると鉄道や高速道路など近接工作物へ悪影響を及ぼすおそれがあり、変位観測などにおいて早期対応の工夫が必要となることから、「夜間の騒音対策、近接工作物への影響低減など環境保全に関する配慮」について技術提案を2項目求める。

1項目当たり、1.0点(最高点)～0点(標準点)を与える。

- ◆ 「施工条件を踏まえた技術提案になっており、優位な工夫がみられる。」
とした場合は 1.0点
- ◆ 「施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫がみられる。」
とした場合は 0.5点
- ◆ 「評価すべき技術提案がない。」
とした場合は 0.0点
- ◆ 「他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある。」
とした場合は 失格

技術提案2項目総てに「優位な工夫がみられる」場合は満点の2.0点、その他の場合は0.5点刻みの1.5～0.5点、提案総てに「評価すべき提案がない」場合は0点となる。

【留意事項】

- a 提案数は、施工管理・品質確保5項目以下、安全管理3項目以下、周辺環境2項目以下とする。なお、VE提案と同一の技術提案があった場合は、入札時VEで評価することとし、総合評価では加点しない。
- b 各提案の根拠となる説明資料を含めて1項目あたりA4版1ページ以内に簡潔にまとめることとし、文字サイズは10ポイントとする。
- c 1つの提案項目に複数の提案があった場合でも1提案として評価する。
- d 指定した提案数を超えた場合は、その超えた提案を、また1ページを超えた提案があった場合は、2ページ以降を審査の対象としない。
- e 暖昧な表現は避けること。
- f 提出後の技術資料については、契約担当者が依頼する場合を除き、修正、追加、再提出は認めない。
- g 採用された技術提案の内容が受注者の責めにより満足することができない場合は、当該工事の成績評定点を減点、違約金を徴収する。
- h 技術資料に関するヒアリングにおいて記述内容の確認を行う場合がある。

(エ) 配置予定技術者の能力

共同企業体のすべての構成員が配置を予定しているすべての技術者に対して、施工管理や周辺環境などにおける当該工事の特性の理解度についてヒアリングを行い予定技術者としての能力を評価する。

1.0点(最高点)～0点(標準点)を与える。

- ◆ 「施工管理、周辺環境など当該工事の特性の理解度」
の評価点 1.0～0.0点
- ◆ 「正当な理由のない欠席、あるいは出席した技術者のうち1人でも提出された技術資料を説明できないことが明らかな場合」
とした場合は 失格

(7) 評価内容の担保

採用された技術提案(府との協議により、採用された技術提案と同等以上と認められる新たな提案がなされ、これに基づく施工を府が認めた場合を含む。)の内容が、受注者の責めにより、満足することができない場合は次のとおり取り扱う。

ア 工事成績評定点の減点

技術提案の内容が、受注者の責めにより満足できない場合は、技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、次式により落札時の加算点との差に応じて、本工事に係る工事成績評定点の減点を行うものとする。

$$\text{減点値} = 8 \text{ 点}^{**} \times (\alpha - \beta) / \alpha \quad (\text{小数点以下第1位四捨五入整数止})$$

α : 当初の加算点

β : 達成度合いに応じて再計算した加算点

ただし、その評価が $0 < \alpha - \beta \leq 0.3$ の場合は減点を行わない。

(**) 8点：請負工事成績評定実施要領の考查項目「法令遵守等」の文書注意相当

イ 違約金

契約担当者は、「指定資材の府内調達」「府内企業の施工状況」「施工管理・品質確保」「安全管理」「周辺環境」に記載した技術提案の内容が、受注者の責めにより履行できない場合に、再度の施工が困難であるとき又は合理的でないときは違約金を徴収するものとする。

違約金の徴収については、契約金額の減額により行うことを基本とする。

また、違約金は、技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の評価値との差に応じて算出された金額とする。

$$C' = \{ 1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha) \} \times C \quad (\text{小数点以下切り捨て整数止})$$

C : 当初の契約金額（円）

C' : 達成度合いに応じた違約金（円）

α : 当初の加算点（点）

β : 達成度合いに応じて再計算した加算点（点）

ただし、その評価が $0 < \alpha - \beta \leq 0.3$ の場合は違約金を徴収しない

9 設計図書の配付期間等

(1) 入札説明書の配布等

ア 配布期間

平成26年10月31日（金）午前9時から平成26年11月26日（水）午後4時まで

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの配布期間に、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

なお、技術提案書等の様式については、京都府文化環境部水環境対策課のホームページからもダウンロードすることができる。

(イ) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、アの配布期間（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（アの期間の最終日にあっては、午後4時）までに、3の(2)の担当部局へ問い合わせの上、入手すること。

なお、窓口配布の場合は、本件工事の入札参加要件を満たす者に限って有償で配布する。

(2) 設計図書の閲覧等

ア 閲覧期間

平成26年10月31日（金）午前9時から平成27年1月20日（火）午後2時まで

イ 閲覧方法等

- (ア) 閲覧設計図書（図面抜粋）については、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすることができる。
- (イ) 閲覧設計図書の全部については、アの閲覧期間（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（アの期間の最終日にあっては、午後2時）までに、3の（2）の担当部局で閲覧することができる。
なお、閲覧設計図書の全部の入手を希望する場合は、3の（2）の担当部局に事前に問い合わせること。
- (ウ) 入札に必要と考えられる資料は、発注者が定めた範囲で提供する。それ以外の情報提供は行わない。入手を希望する場合は、3の（2）の担当部局に事前に問い合わせること。

- 10 確認申請書、資格確認資料、VE提案書、技術資料及び設計図書に関する質問回答
- (1) 質問については、別記様式に記入し、確認申請書、資格確認資料、VE提案書及び技術資料に関する質問にあっては平成26年11月11日（火）までに、設計図書に関する質問にあっては平成27年1月6日（火）までに、ファクシミリで3の（2）の担当部局へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）
 - (2) 回答については、確認申請書、資格確認資料、VE提案書及び技術資料に関する質問にあっては平成26年11月18日（火）までに、設計図書に関する質問にあっては平成27年1月13日（火）までに入札情報公開システムに掲載する。

- 11 予定価格に関する質問回答
- (1) 質問については、予定価格の事後公表の試行に係る質疑取扱要領（以下、「予定価格質疑取扱要領」という。）第4条に規定する照会書（様式第1号）に記入し、16の（1）のエの(ア)に示す期限までに、ファクシミリで該当の契約条項を示す場所へ提出し、ファクシミリ送信の旨を電話連絡すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）
 - (2) 回答については、予定価格質疑取扱要領第5条第1項に規定する回答書（様式第2号）により、質問をすることができる期間の終了日から起算して3日（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）以内に、照会書を提出した者に対してファクシミリで送信し、その旨を電話連絡することにより回答する。
なお、やむを得ない事由により、予定価格に関する質問事項について、期日までに回答することが困難である場合は、開札以降の日程を変更することがある。
 - (3) 回答をすべき質問として取り扱わないこととした質問を行った者に対しては、予定価格質疑取扱要領第5条第2項に規定する質疑要件非該当通知書（様式第3号）により、質問をすることができる期間の終了日から起算して3日（閉庁日を除く。）以内に、ファクシミリで通知する。

- 12 入札参加資格並びに入札時VE及び総合評価に係る技術提案の確認
- (1) 提出期間
平成26年11月25日（火）午前9時から午後6時まで及び平成26年11月26日（水）午前9時から午後4時まで
 - (2) 入札参加資格の確認
資格確認資料を（1）の期間内に提出すること。
なお、本工事は、原則として電子入札システムによって、入札参加の資格確認申請及び入札を行う対象工事である。電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て例外的に、紙入札方式によることができる。
また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
ア 電子入札システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、（1）の期間内に電子入札システムにより確認申請書及び資格確認資料を提出すること。

なお、資格確認資料の容量が総量で2メガバイトを超える場合又は資格確認資料に正本が必要な場合は、資格確認資料の全部について、3の(2)の担当部局に持参又は郵送((1)の提出期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出するとともに、電子入札システムにより確認申請書に資格確認資料を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日(郵送の場合に限る。)を記載したファイルを添付すること。

イ やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加する者(以下「紙入札者」という。)は、(1)の提出期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に、確認申請書及び資格確認資料をA4版で1部、3の(2)の担当部局に持参又は郵送((1)の提出期限内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。

(3) 入札時VEに関する技術提案の確認

入札に参加を希望する者は、VE提案書を(1)の期間内に次のとおり提出すること。

なお、期限までにVE提案書を提出しない者及びVE提案書が適正でない者は、この入札に参加することができない。

ア 提出場所

3の(2)の担当部局

イ 提出部数

書面及び予めウイルスチェックを施したCD-Rによる電子データ各1部

ウ 提出方法

持参又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)すること。

なお、技術提案の追加、訂正、再提出は認めない。

エ その他

CD-Rのフォーマットは、ISO9660フォーマット(レベル1)とし、次の情報を記載する。

情報の記載は、直接印刷、もしくは油性フェルトペンでの記載のみとし、ラベル印刷したもの(シール)の貼り付けは認めない。

- ・工事番号
- ・工事名称
- ・共同企業体名称
- ・ウイルスチェックに関する情報
- ・フォーマット形式

(4) 総合評価に関する技術提案の確認

入札に参加を希望する者は、技術資料を(1)の期間内に次のとおり提出すること。

なお、期限までに技術資料を提出しない者及び技術資料が適正でない者は、この入札に参加することができない。

ア 提出場所

3の(2)の担当部局

イ 提出部数

書面及び予めウイルスチェックを施したCD-Rによる電子データ各1部

ウ 提出方法

持参又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)すること。

なお、技術提案の追加、訂正、再提出は認めない。

エ その他

CD-Rのフォーマットは、ISO9660フォーマット(レベル1)とし、次の情報を記載する。

情報の記載は、直接印刷、もしくは油性フェルトペンでの記載のみとし、ラベル印刷したもの(シール)の貼り付けは認めない。

- ・工事番号
- ・工事名称
- ・共同企業体名称
- ・ウィルスチェックに関する情報
- ・フォーマット形式

(5) その他

- ア 確認申請書、資格確認資料、VE提案書及び技術資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- イ 提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。
- ウ 提出された書類は、この入札以外の目的に使用することはない。
- エ 虚偽の記載をした者は、当該工事の入札への参加を認めないとともに、府の指名停止措置を行うことがある。

13 総合評価に関するヒアリングの実施

総合評価に関して配置予定技術者のヒアリングを実施する。

(1) 日時及び場所

ヒアリング日時及び場所については、3の(2)の担当部局から各入札参加者ごとに別途通知する。

(2) 出席者

共同企業体の全ての構成員が配置を予定している全ての技術者

(3) 出席に係る費用

入札参加者の負担とする。

14 入札参加資格確認通知並びに入札時VE及び総合評価に関する技術提案の採否通知

(1) 入札参加資格確認通知

入札参加資格を有することを確認をした者には、一般競争入札参加資格確認通知を行う。

なお、この入札参加資格の確認は、建設業者としての資格の有無とともに、配置予定技術者についても資格確認資料による詳細な審査を行う。

(2) 入札時VEに関する技術提案の採否通知

VE提案書の内容を確認した者には、技術提案の採否の審査結果通知を行う。

なお、技術提案の採否等に関する必要な場合は、条件を付けることがある。

(3) 総合評価に関する技術提案の採否通知

技術資料の内容を確認した者には、技術提案の採否の審査結果通知を行う。

なお、技術提案の採否等に関する必要な場合は、条件を付けることがある。

15 入札参加資格がないと認められた者並びに入札時VE及び総合評価に関する技術提案の採否通知を受けた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者並びに入札時VE及び総合評価に係る技術提案の採否通知を受けた者は、本府に対して、その理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。

ア 提出期間

平成27年1月7日（水）午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所

3の(2)の担当部局に同じ

ウ 提出方法

任意の様式による書面を提出場所に持参すること。

(2) 説明を求められた場合は、平成27年1月14日（水）までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

16 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 入札期間

平成27年1月19日（月）午前9時から午後6時まで及び平成27年1月20日（火）午前9時から午後2時まで

イ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

平成27年1月20日（火）午後2時

(イ) 提出先

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所長

ウ 予定価格の通知・公表

(ア) 入札者への通知

平成27年1月20日（火）

(イ) 予定価格の公表

平成27年1月21日（水）

エ 予定価格に関する質問の受付・回答

(ア) 受付

予定価格の通知をしたときから平成27年1月22日（木）正午まで

(イ) 回答

平成27年1月26日（月）まで

オ 予定価格に関する質問がないとき

(ア) 開札日時

平成27年1月23日（金）午前10時

(イ) 再度入札を行う場合の入札期間

平成27年1月26日（月）午前9時から午後2時まで

(ウ) 再度入札の開札日時

平成27年1月26日（月）午後2時

カ 予定価格に関する質問があるとき

(ア) 開札日時

平成27年1月27日（火）午前10時

(イ) 再度入札を行う場合の入札期間

平成27年1月28日（水）午前9時から午後2時まで

(ウ) 再度入札の開札日時

平成27年1月28日（水）午後2時

（2）入札の方法

ア 電子入札者は、（1）のアの期間内に電子入札システムにより入札書、工事費内訳書及びVE提案を採用された者にあっては、VE提案によるコスト縮減に関する縮減額算定調書（別記様式16-1、16-2及び16-3。以下「コスト縮減額算定調書」という。）を提出すること。

なお、工事費内訳書と別に作成したコスト縮減額算定調書を、ファイル圧縮ソフト等（zip形式を推奨）で工事費内訳書ファイルと結合し一つのファイルにまとめた上で、工事費内訳書として提出すること。

また、工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書の容量が総量で2メガバイトを超える場合は、（1）のイの（イ）の提出先に持参又は郵送（（1）のイの（ア）の受領期限までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出するとともに、入札書に工事費内訳書又はコスト縮減額算定調書を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送の場合に限る。）を記載したファイルを添付すること。

イ 紙入札者は、（1）のアの期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に入札書、工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書を（1）のイの（イ）の提出先に持参又は郵送（（1）のイの（ア）の受領期限までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出す

ること。ただし(10)に規定する再度入札を行う場合は、工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書の持参又は郵送を要しない。

- (ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。
- (イ) 入札書は、二重封筒とし、表封筒に開札日、工事名、入札書及び再度入札書が在中している旨を朱書きし、京都府流域下水道事務所長あての親展とする。
- (ウ) 表封筒の中には、「入札書」と朱書きした中封筒、「工事費内訳書」と朱書きした中封筒を入れる。
- (エ) 「入札書」と朱書きした中封筒には、入札書及び資格確認通知書の写しを入れ、封印等の処理をする。
- (オ) 「工事費内訳書」と朱書きした中封筒には、工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書を入れ、入札書と同様に封印等の処理をする。
- (カ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封すること。
- (キ) (10)に記載した再度入札を行う場合には、再度入札に対する入札書を入れた封筒(封印し、封筒に「再度入札書在中」と記載したもの)を第1回の入札書を入れた封筒に同封して郵送している者のみが、再度入札に参加できるものとする。
- (ク) 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××，〇〇〇円」とする。誤って円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(4) 工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書

- ア 入札書の提出に併せ、工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書を提出すること。
- イ 入札書に記載する金額は、工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書の工事価格(消費税相当額を除く合計金額)に一致させること。

ウ 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている金抜設計書の項目に一致させること。

なお、消費税相当額を除く合計金額(工事価格)は、入札書に記載する金額に一致させること。

また、工事費内訳書の表紙には、工事名、工事番号及び商号(名称)のみを記載すること。

エ コスト縮減額算定調書は、積算内訳書(別記様式16-1)、内訳に対する明細書(別記様式16-2)及びコスト縮減票(別記様式16-3)について作成することとし、工事の全てを標準案に基づき施工する場合は本様式の提出は求めない。

なお、積算内訳書の記載内容は設計図書に参考資料として添付されている金抜設計書の項目に一致させることとし、「VE提案による縮減額」欄には、標準案による工事費と採用されたVE提案に基づく工事費の差額を記入する。

また、VE提案によるコスト縮減額及び算定根拠は、入札時VEの審査のため提出された施工計画と矛盾の無い内容とすること。

オ 工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

カ (10)に規定する再度入札を行う場合は、工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書の提出を要しない。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 5に掲げる資格のない者の行った入札

- イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札
- ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札
- エ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のICカードを使用しての入札を含む。）をした者の行った入札
- オ 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりますまで入札に参加した者の行った入札
- カ 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した者の行った入札
- キ その他不正の目的を持ってICカードを使用した者の行った入札
- ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札
- ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- コ 金額を訂正した又は金額を特定することができない入札書で入札した者の行った入札
- サ 氏名、印鑑（電子署名を含む。）又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札
- シ 開札の日時において有効な工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書を提出していない者の行った入札（再度入札の場合を除く。）
- ス 他人の氏名又は他の商号が記載された内訳書を提示し、又は提出した者の行った入札
- セ 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札
- ソ 低入札価格調査に協力しない者の行った入札
- タ 開札日において有効な対象経審の結果通知のない者の行った入札

(6) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書の提出期限まで（ただし、入札書を提出する場合は、紙入札者にあっては入札書を持参する場合は持参するまで、郵送する場合は入札書が（1）のイの(イ)の提出先に到達するまで、電子入札者にあっては入札書を提出するまで）は、入札を辞退することができる。
なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、指名停止措置を行うことがある。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 予定価格の公表

入札締切日の翌日に、入札情報公開システムにより予定価格を公表する。また、入札者には、入札締切日に入札締切通知書により予定価格を通知する。

(10) 再度入札に関する事項

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、エにより、再度入札に参加できる者がないときは、再度入札を行わない。

イ 再度入札を行う場合は、電子入札システムにより入札参加者（エのいずれかに該当する者は除く。）に次の事項を通知する（紙入札者については、ファクシミリにより通知する。）。

(ア) 再度入札を行う旨

(イ) 再度入札の入札書の提出期間

(ウ) 再度入札の開札日時

ウ 再度入札は1回限りとする。

エ 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

(ア) 当初入札において不着又は辞退となった者
(イ) 当初入札において無効又は失格の入札をした者
オ イの通知を確認しなかったことにより入札参加者が被った損失については、本府は一切の責めを負わない。

17 入札保証金
免除する。

18 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。
京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第13条第5項の規定による誓約書を発注者が指定する日までに提出しないため契約しない場合も、同様とする。

19 開札
開札は16の（1）のオ及びカの日時にイの（イ）の場所において、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

20 落札者の決定方法
(1) 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、本入札は低入札価格調査制度を適用するため、調査基準価格未満の入札がある場合は、低入札価格調査の結果、以下のア及びイを満足する者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

なお、本工事は、入札時VEの試行工事であることから、調査基準価格未満の判断については、コスト縮減額算定調書に記載されたコスト縮減額と入札額の合計額によって行うものとする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格であること。

イ 契約内容に適合した履行がなされないと認められないこと。

なお、低入札調査に伴い開札後落札決定を保留する場合において、保留期間中に府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けた者の行った入札は無効とする。

(2) 評価値が最も高いものが2人以上あるときは、電子入札システムにおけるくじ機能を用いたくじにより落札者を決定するものとする。

21 低入札価格調査

(1) 「低入札価格調査制度に係る取扱要領」（以下「低入要領」という。）に基づき、調査基準価格を下回る価格の応札があった場合、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるかどうか調査するので、調査対象となった旨の連絡を3の（2）の担当部局から受けた者は、調査に協力すること。

なお、本工事は入札時VEの試行工事であることから、採用されたVE提案に基づくコスト縮減により、入札額が調査基準価格を下回った入札であると認められる者については、低入札価格調査、現場配置専任技術者（補助技術者）の増員及び前払金割合の減額の措置の対象としない。この場合、VE提案に基づくコスト縮減の内容等についてヒアリング等を実施する場合があるので、協力すること。

また、調査基準価格未満の入札を行った者の内、極端な低価格での入札をおこなった者に対して、低入要領に基づき特に重点的な調査を実施するものとする。

(2) 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、「建設交通部低入札価格調査マニュアル」（以下「低入マニュアル」という。）に規定する書類を、開札日の翌日から起算して5日後（日曜日、土曜日、及び祝日を除く）の午後5時までに3の（2）の担

当部局に提出すること。

- (3) 必要書類を提出済みの入札者の内、最も評価値が高い入札者について、低入札マニュアルに基づくヒアリング等の詳細調査を行う。
なお、事情聴取において契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するために追加資料が必要と判断した場合、別途追加資料を求め、再度事情聴取を行うことがある。
- (4) 調査の結果、適正な履行がなされないと判断されれば、この入札者の入札を失格とした上で、保留を継続し、必要書類を提出済みの入札者の中から次順位者について、(3)と同様の手続きを繰り返す。ただし、次順位者が調査基準価格未満でない場合は、調査を行わず、その者を落札者とする。
- (5) 適正な履行がなされないと判断されれば、落札決定を行う。なお、保留中の無効、失格にかかるわらず、落札決定まですべての入札者の配置予定技術者は他の専任をする工事の配置予定技術者にはなれない。
- (6) 資料及び追加資料の提出時に各様式又は各様式の添付資料が不足又は不備である場合、提出を受け付けない。
なお、以下の場合は、「期限までに求められた資料が提出できない」旨の申出書を提出すること。
ア 指定した期限までに不備及び不足のない資料を提出できない場合
イ 指定した期限までに不備及び不足のない追加資料を提出できない場合
ウ 資料を提出した後、資料に不備又は不足があるため資料を返却された場合
- (7) 調査に必要な資料を提出しない等調査に協力しない者とみなした場合、京都府の指名停止措置を行うことがある。
- (8) 低価格契約のしわ寄せが下請企業に及んでいないことを確認するため、検査やその他の時に支払等を確認する資料の提出又は提示を求めるので協力すること。この中で建設業法に抵触する行為が確認された場合は、法に基づく処分又は京都府の指名停止措置を行うことがある。

22 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

23 契約書手続

- (1) 落札者の決定後、7日以内に、京都府ホームページに掲載されている「建設交通部工事請負契約書」に基づく仮契約書を作成すること。
- (2) この公告に係る契約の締結については、仮契約締結後、京都府議会の議決を要するものである。
- (3) 落札者が落札決定後、仮契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (4) 仮契約の当事者が仮契約締結後、京都府議会の議決を得る日までに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除することがある。

24 支払条件

(1) 前払金

- ア 各年度の出来高予定額の10分の4以内の金額を前払いする。ただし、調査基準価格未満で契約する工事（以下「低入札工事」という。）においては、各年度の出来高予定額の2割以内の金額を前払いする。
- イ 各会計年度前金払を行う。

(2) 中間前払金

「京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に従い、各年度の出来高予定額の2割以内の金額を中間前払金として支払う。

(3) 部分払

各年度の出来高予定額が100万円以上1,000万円未満の場合は1回、1,000万円以上3,000万円未満の場合は2回、3,000万円以上の場合は3回を限度として部分払いする。

(4) 中間前金払と部分払の選択

「京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に定めるところによる。

25 随意契約により締結する予定の有無

無

26 関連情報を入手するための照会窓口

3に同じ。

27 その他

(1) 入札参加者は、本入札説明書、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、入札心得を遵守すること。

(2) 電子入札者にあっては、府のホームページに掲載されている「京都府公共工事電子入札運用基準」を遵守すること。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

(4) 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、京都府の指名停止措置を行うことがある。

(5) 無効の入札を行った者を落札者とした場合には、落札決定を取り消すことがある。

(6) 開札後、仮契約を締結するまでに本府の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(7) 再度入札において、入札締切通知書により通知する予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。ただし、郵送により再度入札書を提出した者を除く。（当初入札における提案内容を実施することができない場合についても、入札を辞退すること。）

なお、再度入札に参加した者が、予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とする。

(8) 落札者は、6の(2)のイの配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。

また、技術者の配置については、専任配置を徹底するとともに、京都府ホームページに掲載されている「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

なお、契約日から工事開始までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(9) 工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人については、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、また、工事現場に常駐しなければならないことから他の工事との兼務はできない。

なお、これに違反した場合は、契約の解除および指名停止措置を行うことがある。

(10) 低入札価格調査を経て調査基準価格未満で契約する工事においては、以下の措置を行う。

工事現場の安全管理や下請業者の技術指導充実のため、監理技術者又は主任技術者に加え、補助技術者として同等の資格を有する者をそれぞれの構成員に専任配置すること。

なお、補助技術者は、5の(3)のウ、5の(4)のエ及5の(5)のエに示す監理技術者又は主任技術者としての経験を求める。

また、補助技術者は、現場代理人と兼任することはできない。

- (11) 特定建設工事共同企業体の名称は、「〇〇・△△・□□特定建設工事共同企業体」とすること。
- (12) 落札者は、仮契約締結までに特定建設工事共同企業体委任状の正本を提出すること。
- (13) 事業協同組合は、本一般競争入札の特定建設工事共同企業体の構成員として入札参加確認申請をすることはできないが、それぞれの構成員及び組合員については、単体として要件を満たす場合には、構成員として申請することができる。
- (14) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (15) 発注担当職員に対する非公開情報の不正な聞き出し等については、公表し当事者に指名停止措置を行う。
- (16) 落札者は、「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」(以下「元下指針」という。)を遵守すること。
なお、正当な理由なく発注者の指示に従わない場合は、契約の解除、指名停止等の措置を行う。
- (17) 落札者は、原則府内企業を下請負先として選定すること。なお、府内企業の下請け比率に応じた工事成績評定を実施する。
また、府外企業へ下請負を行う場合は、元下指針に基づく「理由書」を提出すること。
- (18) 下請負は、原則建築一式工事では3次以内、建築一式工事を除く建設工事では2次以内とするものとする。なお、下請次数がこれを超える場合は、重層下請理由書及び定められた次数を超える重層下請に係る全ての賃金台帳等の写しを提出すること。
- (19) 落札者は契約までに、京都府議会の議決を得た日の翌日から工事開始期限日（平成27年4月1日）までの期間内で工事開始日を選択し、工事開始日通知書により通知すること。

別記

VE 提案条件

1 機能

本工事で築造する管渠により、内径 ϕ 3,500 ミリメートル、延長 4,059 メートルに相当する貯留機能（管渠本体を満管とした場合のインバート等を除く容量 39,000m³ とする。）を確保する。

2 施工範囲（工事目的物）

下水道シールドトンネル本体

(1) 発進坑口

洛西浄化センター内の発進立坑から発進する。（管渠底高 T.P.-12.407m）
発進坑口工は、立坑躯体のコンクリート壁をシールド機により直接切削する工法とする。（コンクリート壁に N O M S T 施工済み）

(2) 到達部

既設の北幹線第 3 号管渠側面に接続する。（水路底高 T.P.-10.377m）

(3) 管渠本体

国道 171 号、府道奥海印寺納所線等の道路敷地下部分を占用し設置する。

3 寸法・形状

シールドトンネル

- (1) 延長 4,059 メートル
- (2) 内径 3,500 ミリメートル
- (3) 形状 円形（内面平滑）
- (4) 平面線形

平面図（標準図）に示すとおり、国道 171 号、府道奥海印寺納所線及び向日市道第 4071 号線の道路敷、もしくは洛西浄化センター敷地内に工事目的物の設置が可能な線形とする。

(5) 縦断線形

縦断勾配は 0.5 パーミルを標準とし、縦断面図（標準図）に示す発進坑口管底高 T.P.-12.407m と到達部管底高 T.P.-10.377m を結ぶ、円滑な流下が可能な勾配を確保する。

4 施工用地

(1) 発進坑口

桂川右岸流域下水道洛西浄化センター内の発進立坑及び周辺部

(2) 到達部

乙訓ポンプ場敷地内（凍結工法に係るプラント、連絡管等のみ）

(3) 管渠本体

国道 171 号、府道奥海印寺納所線及び向日市道第 4071 号線の道路敷並びに桂川右岸流域下水道洛西浄化センターの地下部分

5 工期

契約日の翌日から平成 31 年 3 月 25 日まで

6 設計条件

- (1) セグメント
特記仕様書（2）第1章のとおり。
- (2) シールドマシン
特記仕様書（2）第2章のとおり。

7 施工条件

(1) メタンガス対策

土質調査でメタンガスを確認しているため、本工事において必要な対策を講じること。

(2) 騒音・振動対策

本工事は、24時間施工となるため、本工事から発生する騒音・振動により周辺環境を悪化させることのないよう必要な措置を講じなければならない。

(3) 周辺環境対策

本工事は、国道171号の地下部分にシールド工法により管渠を設置する工事であり、隣接する名神高速道路、東海道新幹線、工場、商業施設、民家等に対し有害な影響を及ぼさないよう施工しなければならない。

8 主要な近接構造物

特記仕様書（1）第35条のとおり。

【標準案】

- 1 シールド方式
 - (1) シールド方式 泥水式シールドマシン
 - (2) シールド外径 4,030 ミリメートル
 - (3) 日進量(直線区間) 1日につき 11.3 メートル
- 2 平面及び縦断線形
 - (1) 平面線形
平面図に示す線形のとおり。
地盤沈下による影響を考慮し、重要構造物の軸体及び建築物直下の横過を避けた線形としている。
標準図に対し線形変更を伴う場合は、道路管理者など関係施設の管理者との調整を、施工に先立ち受注者の責任において行うこと。
 - (2) 縦断線形
縦断面図に示す線形のとおり。
- 3 セグメント
 - (1) 種別
内面平滑型(二次覆工省略)
 - (2) 寸法
内径 3,500 ミリメートル 外径 3,900 ミリメートル
 - (3) 種類
 - ア 一般部
RCセグメント (3900 × 200 × 1200)
 - イ 急曲線部 (R = 30 メートル)
コンクリート中詰鋼製セグメント (3900 × 200 × 400) ※二次覆工を含む
 - ウ 直線開口部
コンクリート中詰鋼製セグメント (3900 × 200 × 1200) ※二次覆工を含む
 - エ 可とう部
可とうセグメント (3900 × 200 × 500)
- 4 到達部
 - (1) 接続方法
シールドマシン内からの凍結工法により周辺地盤を固結させ到達部の鏡切りを実施
 - (2) 補助工法
地盤凍結工法(解凍方法は強制解凍とする。)
- 5 シールドマシンビット交換
 - (1) 交換頻度
岩盤通過前(NO.41付近)と通過後(NO.43付近)の2回
 - (2) 交換方法
シールドマシン内から薬液注入工法で地盤改良を行い、マシンの前面に出でビット交換
 - (3) 補助工法
二重管ストレーナ複相式(機内注入工法)
改良延長 9.20m(8.30m)、幅 9.10m、高さ 9.10m

工事入札結果詳細情報

中止もしくは取止めの場合、「落札業者名」「落札金額」の項目はハイフン(ー)で表示しています。
開札を執行していない場合、「開札執行日時」には開札予定日を表示しています。

案件情報	
案件番号	0750201470006901
調達機関(部局・事務所)	文化環境部 流域下水道事務所
案件名称	桂川右岸流域下水道 幹線管渠工事(雨水南幹線管渠)
工事場所	長岡京市勝竜寺橋ノ口地内から向日市鶴冠井町南金村地内
入札方式	一般競争入札
種別	土木一式工事
工期	工事開始日から平成31年3月25日まで
予定価格(税込)	6,908,727,600 円 (入札書比較価格:6,396,970,000 円)
調査基準価格(税込)	6,147,388,080 円 (入札書比較価格:5,692,026,000 円)
紙・電子区分	電子入札
開札執行日時	平成27年01月23日 午前10時26分
落札業者名	西松・ケイコン・今井特定建設工事共同企業体
落札金額(税込)	4,643,460,000 円 (入札書記載金額:4,299,500,000 円)
入札執行回数	1回
低入札価格調査について	低入札価格調査を実施。平成27年2月13日に落札決定を行いました。
備考	

※入札の経過情報です。

経過情報

No.	業者名称	入札金額1回目	技術評価点	評価値	摘要	税込額
1	西松・ケイコン・今井特定建設工事共同企業体	4,299,500,000円	107.8	2.507268	落札	4,643,460,000P
2	大成・金下・西田特定建設工事共同企業体	4,450,000,000円	110.3	2.478651		4,806,000,000P
3	飛島・公成・田中特定建設工事共同企業体	4,460,000,000円	107.4	2.408071		4,816,800,000P
4	安藤・間・村本・古瀬特定建設工事共同企業体	5,144,000,000円	109.2	2.122861		5,555,520,000P
5	清水・りんかい日産・三煌特定建設工事共同企業体	5,628,000,000円	106.6	1.894100		6,078,240,000P

西松・ケイコン・今井特定建設工事共同企業体

西松建設(株)	東京都港区
ケイコン(株)	京都市
今井建設工業(株)	龜岡市

安藤・間・村本・古瀬特定建設工事共同企業体

(株)安藤・間	東京都港区
村本建設(株)	奈良県広陵町
(株)古瀬組	京都市

大成・金下・西田特定建設工事共同企業体

大成建設(株)	東京都新宿区
金下建設(株)	宮津市
西田工業(株)	福知山市

清水・りんかい日産・三煌特定建設工事共同企業体

清水建設(株)	東京都中央区
りんかい日産建設(株)	東京都港区
(株)三煌産業	龜岡市

飛島・公成・田中特定建設工事共同企業体

飛島建設(株)	神奈川県川崎市
公成建設(株)	京都市
(株)田中工務店	舞鶴市